

令和5年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第10回総会

日時 令和5年9月26日(火) 午前9時00分
会場 寒河江市立図書館 2階 視聴覚室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

事務局

事務局長 猪倉秀行	事務局長補佐(総括) 芳賀豊彦
事務局長補佐(農地担当) 日下部靖広	総務係主任 木村龍一
農地係主任 土田修	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第4条1項但書き)
農地の用途変更について
- (5) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議題36号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第38号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第39号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時02分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、6番郷野委員、10番大泉委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 ここで、先日開催された有限会社ビー・エム・エフの聞き取りの報告を片桐会長職務代行者、お願いします。片桐会長職務代行者。

片桐会長職務代行者 はい、議長。17番、片桐です。

先月の総会の意見を受けて開催された有限会社ビー・エム・エフへの聞き取りについて、報告いたします。

9月4日（月）午前9時から寒河江市役所2階201会議室で開催されました。

有限会社ビー・エム・エフ側から青山グループの代表取締役、青山潤一氏、青山建設株式会社の専務取締役、相座章弘氏が出席され、農業委員会側は木村会長、後藤農地常任委員長、芳賀農業振興常任委員長、地元西根・日田地区の農業委員として鈴木委員、会長職務代行者の私片桐が出席し、事務局からは日下部補佐と土田主任が出席され、開催されました。

自己紹介後、木村会長及び青山社長より挨拶を頂き、聞き取りが進みました。

農業委員会から有限会社ビー・エム・エフが農地の適正な管理が行われていない農地があるのではないか。具体的には白岩の幸生にある農地は草刈りが行われておらず放棄地状態。また仲田は砂利が多く農地には見えない。このような状況の中で、日田のさくらんぼ団地約3haを取得することになるが、今後どのような営農計画をしていく予定なのかといった懸念を提起したところであります。それに対しまして、有限会社ビー・エム・エフ側から日田のさくらんぼ団地の営農計画については、国・県・市の補助金申請の相談をするにあた

り、寒河江市役所農林課へ事業計画書を提出しているの、それを見て欲しいとのことでした。

その時に聞いた日田のさくらんぼ団地の事業計画は次のようなことでした。

さくらんぼは全て、912本ありますけれども、ハウスとともに入れ替える。また井戸を掘る予定。初年度で2分の1、2年度は改植なしで、3年度で残りの2分の1を改植する。ハウスは3年度に入替え。1,200本から約1,000本に減らす予定である。水害があった所については土盛りをしない予定で、代わりに水害の被害が大きい西側は高所作業車が通れるような農地としていく予定である。水害があったため、農協より地質調査をしてもらったが「良」という判定でありました、とのこと。水害が発生していることは把握している。毎年水が上がるのであれば対応を考えるが、毎年の水害でもないため、その都度対応するとのことでした。

農業委員会が農地の適正な管理がなされていないのではないかと指摘した幸生の農地については、栗を植えたがクマの被害にあっており、対応に苦慮している。仲田の農地については、5,000m³の土を入れ、土壌改良を行い、一部にかぼちゃを栽培したとのことでした。

他にも様々に話になりましたが、詳細については、事務局が作成した記録を準備してありますので、地区審査の際にご覧ください。

結論として、日田のさくらんぼ団地の営農計画については、有限会社ビー・エム・エフ側より寒河江市の農林課に提出してあるものを見て欲しいとのことに、また今後日田さくらんぼ団地の営農状況を提出して頂くこと、農地の適正な管理がなされていない農地については今後も適正な管理に努めることとなりました。また、有限会社ビー・エム・エフ側からは育成の悪い土地に適した農作物等の相談に乗って欲しいとの

要望もありました。

先程の触れた有限会社ビー・エム・エフの営農計画書について、事務局が農林課より入手していますので、地区審査の際にご覧ください。その事業計画書の中には先日、農業委員から意見がだされました中間計画及び3か年計画等が記載されておりますので、地区審査会の際に見ていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、先日の聞き取りの報告になります。

木村議長

ありがとうございました。ただいまの有限会社ビー・エム・エフさんとの話し合いの報告について、質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長

この報告について事務局からなにかありませんか。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。先ほどの報告にもありましたが、資料を準備しておりますので地区審査の際にご確認ください。

木村議長

はい、ありがとうございました。

それでは、早速議事に入ります。

議第36号から議第39号までの議案について一括上程します。

(1) 議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第38号「非農地証明願の審議について」

(4) 議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第36号から議第39号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、よろしくお願いいたします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

9月19日に開催されました事前審査会の報告を行ないません。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条継続審査1件、所有権移転1件、新規就農案件1件、非農地証明願1件、合計4件を審査しました。

農地法第3条の規定による許可処分について、令和4年、昨年(令和3年)の第11回総会分の順位60番並びに第10回総会分の順位34番です。

柴橋地区より、当時の農業委員が農業委員会へ手続きを行うよう促したにもかかわらず、基礎工事を伴う小屋を建築し、その違反転用の農地をそのままにして、取得することは農業委員会の存在意義が失われてしまうことになるので、認めるわけにはいかない。また、そんな方が新たに農地を取得する場合、どのように利用されるのか不安があり、信用できないとの意見がありました。事前審査会による現地調査を行いました。継続審査分の順位60番、今回分の順位34番は不許可相当との意見になりました。

この二つの案件について、この総会において他地区からの意見も頂き、審議していただければと思います。

続いて、順位33番になります。「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、新規就農を希望する譲受人は、寒河江市みずきにお住まいの44歳の男性です。農業を営もうとする理由ですが、耕作放棄地を見て、もったいないとの思いから農業に興味を持つようになったとのことです。手始めに親しい農家の手伝いを始め、農業の厳しさをいろいろと体験したようです。これが自分の天職であると本人は確信しまして、日本一のさくらんぼを作ることが生きがいと述べております。現地調査を行いました、約35年のさくらんぼの樹園地であり、またこの樹園地は霜の被害が比較的少ない園地であるとのこと、地元の委員からも褒められております。現在指導している農家の園地も近くにあり、申請書及び営農計画書のとおりであれば、問題はないと判断しました。なお、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第38号「非農地証明願の審議について」、先月の継続審査分順位5番になります。この案件は、先月、周囲の農地の利用状況や周辺で耕作をしている農業者の意見を踏まえて判断したいとの白岩地区担当委員より報告があり、継続審査となった案件です。今回現地調査を行いまして、白岩地区より地区の農業者及び申請地周囲で耕作している人達の意見で、申請地の近くではまだまだ耕作している農地がありまして、非農地とすることは反対との意見がありました。事前審査会では非農地にすることはできないとの意見にいたりました。その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところではあります。

以上であります、各地区における十分な審査をお願いします、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦勞様でした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時50分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時48分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。
氏家委員。

氏家委員

はい、議長。8番、氏家です。

議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」、7ページをお開きください。

(議案書順位33番朗読)

所在地は中郷地区の国道458号線沿いの鈴亭という蕎麦屋さんの所から西の山手の方に300mくらい上った道路の左手のさくらんぼ畑になります。9月15日の事前審査会におきまして、出席者の皆様より現地確認をいただいております。代理の話にもありましたとおり、築15年のさくらんぼの雨除けテントのハウスになるわけですが、今年の春まで収穫したということもあり、荒れている様子もなく、若い担い手に引き継がれると良いなと感じてまいりました。申請通り

であれば何ら問題なく、事前審査及び地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。3番、後藤です。

同じく6ページをご覧ください。

(議案書令和4年第11回総会継続審査分順位60番朗読)

場所は平塩のセブンイレブンちょうど向かい側になります。なお、■■■■さんにつきましては自分が耕作している農地を農地として利用していないため許可することができない、と地区審査会及び現地審査会でもなりましたので、不許可というような柴橋地区での意見になります。続きまして7ページをご覧ください。

(議案書順位34番朗読)

この案件につきましても、前から無断転用している農地で、農業委員会の方でも問題になっており、視察も行っている農地です。このような状況で農地と判断することはできないということで、9月1日、4日、先日の25日についても柴橋地区の農業委員、推進委員、事務局を含めて話し合いをした結果、このような状況では許可することができないということで、不許可とすることが相当ではないかという意見になりましたので、宜しくお願い致します。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。布施委員。

布施委員

はい、議長。16番、布施です。
7ページをご覧ください。

(議案書順位35番朗読)

この案件につきまして、9月17日高松・醍醐地区の農業委員、推進委員ともに現地調査をしてまいりました。場所は高松のJA葬祭センター裏側から少し西北に向かったさくらんぼ畑です。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は譲渡人の規模縮小による規模拡大をするもので、譲受人は数年前からこの畑を購入するということでその時点からさくらんぼを作付けしているものでありまして、その周辺の農地への影響は無いと判断しました。申請通りであればなんら問題ないと現地を確認して参りました。事前審査、地区審査で異議ありませんでした。続いて順位36番。

(議案書順位36番朗読)

この案件につきまして、9月17日に高松・醍醐地区の農業委員、推進委員ともに現地調査をしてまいりました。場所は米沢踏切から西へ約300m進んだところの南側に貯水池がありますが、その貯水池の東側の田んぼになります。譲渡人と譲受人の田んぼが隣接しておりまして、その両脇の田んぼが譲受人の所有であります。また今回の申請が譲渡人の規模縮小に伴う規模拡大ということで田んぼを耕作するもので、その周辺の農地への影響は無いと判断しました。また、地区

審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

同じく7ページをご覧ください。

(議案書順位37番朗読)

順位37番につきまして、9月12日白岩地区の農業委員、推進委員全員で現地調査をしてきました。場所は白岩低温倉庫近くの住宅に囲まれた農地になります。譲渡人は現在長野県在住で耕作することができないということと、宅地に囲まれた農地であるため、隣接する畑の譲受人に買ってほしいということで今回の申請となりました。譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、周辺の農地に影響は無いと思われまます。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

順位33番、順位35番から37番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、令和4年第11回総会継続審査分順位60番、順位34番は譲受人が農地のすべてを効率的に利用して行うと認

められるか疑義があり、また違反転用があり、不許可相当と考えますが、一方、不許可相当とする前に、申請者から聞き取りを行った上で、判断する継続審査も考えられます。聞き取りを行った結果、期限を設けて期間内に改善の見込みがあると判断できれば許可、改善の見込みがないと判断されれば不許可としてはいかがでしょうか。申請者との聞き取りの場を設けてはいかがでしょうか。以上となりますが、ご審議の方をお願いします。

木村議長 それではここで休憩に入りたいと思います。

休憩 午前 10時01分

再開 午前 10時05分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。みなさんからのご意見を頂戴したいと思います。意見ありませんか。

 では地元の委員から。奥山委員、意見ありませんか。奥山委員。

奥山委員 はい、議長。15番、奥山です。

 この件については、農地常任委員会で農地パトロールしてもらって、河原に建てている小屋については無許可、違反転用で建てたもの、しかもコンクリートで基礎工事までしている、周りには雑多な物が置いてある、ということで農地としては活用されていないと判断しております。そのような人が農家として新たな農地を求めていいのか、という観点で話し合いをしてきました。新しく農地の購入を申請しているところについてはこのような経過から許可することはできないだろうと地元農業委員の中では落ち着いたのですが、この違反

転用の農地に関する扱いについて、いろいろと話し合いを行っているところではあります。9月1日に柴橋地区の農業委員・推進委員と事務局で確認したところ、かねてより事務局から■■■■君にきちんと片付けるようにという指導があった経過もあって、本人なりに片付けてはありました。なので、昨年見たときよりは多少片付いているかなとは感じましたが、ただ、本当に農業に必要な資材かどうか疑わしい物が陳列されているという状況で、現時点ではある程度片付いているが、許可がおりると元の本阿弥ではないかと懸念を感じております。それで、先ほど事務局からありました通り、なかなか難しいところもありまして、とりあえずは本人を呼んできちんとした農業計画等を組み立てさせたいというところで相談し、判断してはいかかかというのが柴橋地区の農業委員の意見です。以上です。

木村議長

ありがとうございました。今の地元の農業委員の意見を踏まえて、他の地区の人、意見や質問はありませんか。

西根の芳賀委員、意見ありませんか。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

奥山委員が述べた内容に対し、基本的に今後の方針について賛成です。継続審議の60番について、令和4年度第11回総会分からの継続ということでこちら側も何らかのアクションを起こしているのではないかと思いますのでけれども、その経緯があるのかというのが一点。また、奥山委員からの説明にもありましたが、ちゃんと農業を営んでいるというふうなことであれば今後、経営規模拡大も考えられるでしょうし、そういった部分についても一生懸命であれば支援も必要になるのではないかと私は思います。ですので、とにかく現状を整理してちゃんとした農地の使い方を、それから違反転用の周りについては最終的には農機具を放置せず、格納する

といったことであれば本人のためにも将来性が出てくると考えます。

木村議長

ありがとうございました。他の地区で、寒河江地区
山田委員、意見ありませんか。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。
状況の画像を見る限り、違反転用ということで柴橋地区の農業委員も面談等、難儀しているのかなと。■■■■さんについて私は会ったこともないし話をしたことも無いですが、年齢的に何歳くらいなのかなという点と、今後どういうふうに農地面積を増やし、営農を計画していくのか確認が必要かと思います。違反は違反で許されることではないですが、ただ、この方の今後の方針や地元の会合に出て話し合いをしているような存在なのか、そのような点も踏まえて個人的にどんな方なのかを慎重に踏まえて将来のために十分に検討したほうがよろしいかと思います。以上です。

木村議長

ありがとうございました。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。
今ありました年齢については多分52～3歳だと思います。置いてある物品で違和感があるのは農業が本業ではなくて、農業とは別に、具体的には土木業もしくは清掃業に使うような資材が散らかっていた、というのが昨年まででした。今回9月1日の日に会って話をしたところ、親の介護をする都合もあって、他の作業をする時間が減っているというような話をしていましたが、正確に確認はとれておりません。また、園地は平塩ではありますが、■■■■さんは同じ柴橋でも落衣地区に住んでいるものですから、地区への関わり方については

具体的にはわかりませんが、周囲の方々から話を聞いたところでは地区の色々な役の集まりに参加しない、と聞いています。私も以前、■■■さんが作っていた田んぼを持っていた方から「農地を返す」と言われたもんだから、誰かかわりに探してほしいと依頼があり、経過を聞くために■■■さんと話し合いをしようと思って朝・夕訪ねてみたり、電話してみたりしてもその当時は本業のほうが忙しいからか全然連絡がつかなくて、ようやく連絡がついて話をしたら「そんな水が上がるところに作りたくないので返します」という話で、今現在彼がどれくらい熱意を持って農業をしているのかはわかりませんが、当時の私の印象としては「片手間なんだな」というものでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。では他に、高松地区より影沢委員、意見ありませんか。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。2番、影沢です。

柴橋地区の農業委員・推進委員にていろいろと話し合っ、今後の方針について話がありましたが、その内容で良いのではないかな、と思います。以上です。

木村議長

ありがとうございました。最後に白岩地区より眞木委員、意見ありませんか。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

今回継続審査にて申請されている農地は、建物を建て始める際に前任者の農業委員より、建物を建てるなら正式に許可を得なければならないんだよ、と伝えていたにもかかわらず、このような形で建物を建てて、さらに水が上がってしまった後にコンクリートで基礎を作ってしまったという話を聞いて

おります。コンクリートで基礎を作ってしまったから悪いというだけの指導ではなく、ここの場所からきちんと移転して、農地に戻して、ということを行動に起こしてもらってから新しい農地を貸す、といった形にしないと、こういった案件がまた出てくるのではないかと考えます。

木村議長

ありがとうございました。ただいま頂いた各地区委員よりの意見を考慮し、議長として次のように採決を行うこととします。

議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位33番、順位35番から順位37番まで、原案のとおり決定することに賛成し、令和4年第11回総会継続審査分順位60番を不許可処分、順位34番を継続審査とするものとし、継続審査中は本人の聞き取りをしながら決定していくという方針に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第36号は、順位33番、順位35番から順位37番まで、原案のとおり決定し、令和4年第11回総会継続審査分順位60番を不許可処分、順位34番を継続審査と決定しました。

申請者には継続審査となり、聞き取りを行うこととなったことを事務局より伝えてください。

木村議長

次に、議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。8番、氏家です。

議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、9ページをお開きください。

(議案書順位23番朗読)

この案件につきまして、9月12日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員全員で現地を確認して参りました。所在地は陵南中学校の十字路を最上川ふるさと総合公園の方に向かい、紀の代寿司の前から東に入った新興住宅街の中の休耕地になっております。東隣がアパート、西隣が住宅ということで申請通りであれば何ら問題はないとみてまいりました。なお、事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位23番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。それぞれの申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委

員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第37号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第38号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

白岩地区、眞木委員をお願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

議第38号「非農地証明願の審議について」、11ページをお開きください。

(議案書令和5年第9回総会継続審査分順位5番)

この件は令和5年第9回総会からの継続審査となります。9月の8日、白岩地区の農業委員3名と苜蒲推進委員で留場地区農地パトロールの際、地区の農業者に非農地変更について一緒にみてもらったところ、どちらも認められないという

意見をいただきました。さらに9月15日に事前審査会にて現地を見てきました。この2か所については、地区の農業者の意見を尊重し、非農地として認められないという判断をしました。

事前審査会及び地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

特にございません。

木村議長

ありがとうございました。

白岩地区の非農地証明についてですけれども、白岩地区の眞木委員からありましたとおりですが、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第38号「非農地証明願の審議について」、認められないと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第38号は認められないと決定いたしました。申請者にはその旨を事務局からお伝えください。

木村議長 次に、議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。布施委員。

布施委員 はい、議長。16番、布施です。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」14ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、15ページの集計表をご覧ください。高松地区1筆、樹園地が0.04ヘクタールです。

この所有権移転についてはいずれの農地も農地振興地域内で、譲受人は認定農業者であり、地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局のから説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時30分

令和5年9月26日

第10回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 6番委員.....郷野富司男.....

議事録署名委員 10番委員.....大泉孝彦.....